

No	分類	件名	質問事項	回答
1	総則	手続一覧	令和8年度からオンライン申請が可能となる手続きは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・航海当直部員適任証書交付・再交付申請 ・危険物等取扱責任者適任証書交付・再交付・更新申請 ・特定海域運航責任者適任証書交付・再交付・更新申請 ・衛生管理者適任証書交付・再交付申請 ・衛生管理者試験申請 ・衛生担当者適任証書交付・再交付申請 ・救命艇手適任証書交付・再交付申請(限定含む) ・救命艇手試験申請(限定含む) ・船舶料理士資格証明書交付・再交付申請(限定含む) ・調理教育修了等証明書交付・再交付申請 ・消火作業指揮者適任証書交付・再交付申請
2	総則	事前準備	オンライン申請を行うために、事前に準備すべきものは何か。	<p>オンライン申請を行うためには、PCにe-Govアプリをインストールする必要があります。</p> <p>●e-Govアプリのダウンロード方法 https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/install.html</p>
3	総則	PC以外でのe-Govのインストール	PC以外にもスマートフォンやタブレットでe-Govをインストールすることは可能か。	スマートフォンやタブレット端末では、e-Govアプリをインストールすることはできません。
4	総則	PCがない場合	自宅や職場にPCがない場合やe-Govに対応したPCがない場合、手続きの申請はどのように行うのか。	現行と同様に必要書類を準備のうえ、最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所へ出頭して申請いただくこととなります。
5	総則	e-Gov登録の目的	e-Govをインストールする目的はなにか。	e-Govをインストールすることにより、各資格証明書のオンライン申請を行うほか、手数料の電子納付や電子交付された資格証明書のダウンロードを行うことが可能となります。
6	総則	e-Govの再インストール	e-Govアプリがバージョンアップされた場合、どうしたらよいか。	<p>最新のバージョンを再インストールしていただく必要があります。</p> <p>旧バージョンでe-Govアプリにログインすると、「e-Gov電子申請アプリケーションの最新版が公開されています。最新版のe-Gov電子申請アプリケーションをインストールして下さい。」というメッセージダイアログが表示されます。</p> <p>なお、バージョンの更新については、以下のお知らせページでe-Govより公表されます。</p> <p>https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/news/</p>

7	総則	e-Gov	e-Govは和英併記の仕様となっているのか。	日本語のみの表記となっています。 なお、e-Gov操作マニュアルは英語版も作成しています。
8	申請	申請の対象者(1)	オンライン申請を行うことができる対象者は誰か。	オンライン申請を行うことができるのは申請者本人です。 ただし、申請者本人に代わって、海事代理士による代理申請は可能です。
9	申請	申請の対象者(2)	申請者本人は船員個人を指すのか。	そのとおりです。 したがって、調理教育修了等証明書や旅客船教育訓練修了証の申請についても、船員個人による申請となります。
10	申請	オンライン申請の受付時間	オンライン申請では、24時間行うことが可能なのか。	オンライン申請は24時間行うことが可能です。 ただし、申請に対する審査・交付は、運輸局の開庁日に行われるため、24時間いつでも交付を受けられるわけではありません。
11	申請	複数の船員分の申請	複数の船員分の申請を本人に代わって会社単位でまとめて申請することは可能か。	申請できるのは、本人又は海事代理士となります。 また、海事代理士による代理申請であっても、複数の船員分をまとめて申請することはできません。
12	申請	窓口申請	窓口申請を行った場合、電子証明書はどう受け取るのか。	窓口申請の場合は、電子証明書を印刷した紙媒体を手交します。 ※データの受け渡しは行いません
13	申請	証印、適任証書の申請	証印と適任証書の両方の交付申請は可能か。	証印又は適任証書のいずれかの申請となります。 オンライン申請を行う場合は適任証書の交付に限られますが、窓口に出頭して申請を行う場合は、証印と適任証書のどちらかを選択してください。

14	申請	オンライン申請の区分	各資格証明書について、オンライン申請でどの手続が可能なのか。	<p>申請種別は以下の該当するものから申請してください。</p> <p>●【適任証書交付】(資格名)#船員 (1)新規交付 → 申請情報で「新規」を選択 (2)証印/旧資格証明書から電子証明書への切り替え → 申請情報で「再交付」を選択 (3)証印の更新、かつ、電子証明書への切り替え → 申請情報で「更新」を選択 (4)限定船舶料理工士の旧資格証明書から限定解除、かつ、電子証明書への切り替え → 申請情報で「限定解除」を選択</p> <p>●【適任証書再交付】(資格名)#船員 (5)電子証明書の再交付</p> <p>●【適任証書更新】(資格名)#船員 (6)電子証明書の更新</p> <p>●【限定解除】船舶料理工士 #船員 (7)限定船舶料理工士の電子証明書から限定解除を行う場合</p>
15	申請	旧資格証明書の再交付	旧資格証明書に記載事項の変更が生じた場合、または毀損・滅失により、再交付を行う場合、どのような対応となるのか。	<p>オンライン申請による旧資格証明書の再交付は、『【適任証書交付】(資格名)#船員』から申請情報で「再交付」を選択して申請してください。 ただし、紛失により現有資格証明番号が分からない場合は、オンライン申請を利用できません。最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所へ出頭して申請してください。</p>
16	申請	旧資格証明書の返納	オンライン申請において、旧資格証明書から電子証明書に切り替える場合や、旧資格証明書の再交付を行う場合、当該旧資格証明書は別途郵送又は窓口出頭により返納する必要があるのか。	<p>オンライン申請の場合、返納いただく必要はありません。 窓口申請や郵送による申請において提示いただいた旧資格証明書については、穴を開けて返却します。その場合、穴が開いた旧資格証明書は無効となりますのでご注意ください。 ※穴が開いた旧資格証明書が不要な場合は、その旨を申し出ただければ職員が廃棄します</p>
17	申請	電子証明書の紙媒体の毀損等(1)	窓口で手交された電子証明書の紙媒体が毀損や紛失した場合、再発行はどのように行うのか。	<p>顔付きの身分証を準備のうえ、最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所の窓口へ出頭いただくこととなります。窓口では、無料で資格証明書を再印刷し、手交します。</p>
18	申請	電子証明書の紙媒体の毀損等(2)	窓口で手交された電子証明書の紙媒体を紛失等した場合、電子証明書のデータを受け取ることは可能か？	<p>窓口申請の場合は、データの受け渡しは行いません。</p>
19	申請	電子証明書のデータ破損等	オンライン申請で交付された電子証明書のデータが破損した場合や、ダウンロード期限が切れた場合の再発行はどのように行うのか。	<p>顔付きの身分証を準備のうえ、最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所の窓口へ出頭いただくこととなります。窓口にて、資格証明書を無料で再印刷するか、またはご指定のメールアドレスへ送付します。</p>

20	申請	証印から電子証明書への切替え	既に証印を受けている資格について、適任証書(電子証明書)の交付を新たに受けた場合、従前の証印は無効となるのか。	適任証書の交付を受けた場合であっても、既に受けている証印が無効となることはありません。したがって、証印と適任証書の双方が有効となります。ただし、有効期間が定められている証印については、有効期間が満了した際、原則として更新は行われないため、満了後は適任証書のみが有効となります。
21	申請	電子証明書から旧資格証明書、証印への切り替え	既に有している電子証明書を、旧資格証明書(紙)や証印に切り替えることは可能か。	船舶料理士や衛生管理者などの資格については、旧資格証明書への変更はできません。また、航海当直部員や危険物等取扱責任者の適任証書からの証印への変更については、電子化を推進していることからご遠慮ください。
22	申請	複数人の申請	オンライン申請において、同一資格の申請を複数人まとめて一度に行うことは可能か。 例:代理申請者Aが同一資格についてB~Eの4人分を1件としてまとめて申請	一度の手続きで複数人の申請をまとめて行うことはできません。同一の資格であっても、一人ずつ個別に申請していただく必要があります。
23	申請	申請者情報と連絡先情報の連絡先について	「申請者情報」と「連絡者情報」の氏名や連絡先などの情報は、誰のものを入力すればよいのか。	<申請者本人が申請> 申請者情報と連絡者情報の氏名及び連絡先には、いずれも申請者本人の情報を入力 <海事代理士が申請> 申請者情報には申請者本人の情報を、連絡者情報には海事代理士の情報を入力
24	申請	申請者情報と連絡先情報の個人・法人選択	連絡先情報において、「個人」か「法人」かどちらを選択すればよいのか。	申請者本人の入力、代理申請者の入力かわからず、連絡先情報では必ず「個人」を選択してください。
25	申請	姓、名の文字数	姓、名、旧姓に文字数制限はあるのか。	姓、名、旧姓は、それぞれ30文字まで入力することができます。30字を超える場合は、本人特定に支障が生じない範囲で、30字以内に省略して、入力を行ってください。
26	申請	姓、名の字体	旧字体の名前は表示されないのか。	漢字表記は署名となりますので、ご自身の氏名の漢字に旧字体が含まれている場合は、特に署名を正確に記載ください。
27	申請	姓、名のローマ字表記	姓名のローマ字表記にルールはあるのか。	ヘボン式ローマ字又はパスポートの表記と同一である必要があります。

28	申請	ミドルネーム	ミドルネームは「姓」と「名」どちらに入力すればよいか。	原則「名」に入力してください。 ただし、文字数制限により「名」にミドルネームが入力しきれない場合は、「姓」に入力するか、「姓」と「名」に分割して入力してください。
29	申請	姓がない場合の入力	姓がない場合、e-Govでの申請時に氏名欄にどう入力すればよいか。	姓がない方の申請を想定し、様式内の申請者情報の姓欄は任意項目としております。このため、様式内の申請者情報において、姓がない方は、姓欄に入力する必要ありません。 以下、入力例です。 姓:(入力なし) 名:Sukarno 一方、e-Gov基本情報(申請者情報、連絡先情報)は姓名の両方が必須となっております。法令上は様式内の申請者情報を採用いたしますので、e-Govの基本情報の姓がない場合の入力の仕方は、①姓欄に全角ハイフンを入力するか、②名を任意の箇所区切る方法をとっていただいて構いません。 以下、入力例です。 ①姓:— 名:Sukarno ②姓:Suka 名:rno
30	申請	国籍の表記	国籍の表記にルールはあるのか。	国籍の選択欄には日本など19カ国と「その他」の選択肢があります。 19の選択肢の中にご自身の国籍がなければ「その他」を選択し、入力欄に3文字 国名コード(「JIS X 0304:2011」参照)を入力してください。
31	申請	複数資格の申請	オンライン申請において、複数の資格を一度の手続きで同時に申請することは可能か。	一度の手続きで申請できる資格は1つとなります(資格の区分で選択できる資格は1つ)。
32	申請	添付書類	電子証明書の申請にあたり、各資格における必要書類は旧資格証明書と同じであるのか。	旧資格証明書に必要な添付書類に加えて、「申請者本人の写真」と「自筆の署名」が必要となります。
33	申請	e-Govを使用した海事代理士による代理申請時の添付書類	e-Govを使用して海事代理士が代理申請を行う際、海事代理士であることを証する書類の添付は必要か。	添付をいただきますようお願いいたします。運輸局等で発出している海事代理士の登録通知書や一般財団法人日本海事代理士会の会員証の写しを添付してください。 【添付の仕方】 e-Govから申請を行う際、書類の添付枠を追加※していただき、書類名には「身分証明書(海事代理士)」と入力してください。 ※添付枠の追加の仕方については、国土交通省HPIに掲載のe-Gov申請手順書をご覧ください。

34	申請	添付書類の添付方法	オンライン申請において、添付書類はどのように添付すればよいのか。	プリンター等でスキャンするか、スマートフォン等で撮影した画像を添付してください。 なお、「申請者本人の写真」及び「自筆の署名」については、スマートフォン等で撮影した画像の添付を推奨します。
35	申請	添付書類のファイルサイズ制限	添付書類のファイルサイズに制限はあるのか。	あります。 一度の申請で送信することができるファイルの総サイズは最大4MBです。
36	申請	「申請者本人の写真」と「自筆の署名」の添付	「申請者本人の写真」と「自筆の署名」は、船員手帳の証明写真と署名を使用することは可能か。	船員手帳に貼付又は記載されている写真及び署名は使用できません。資格申請にあたっては、新たに撮影した写真と自筆の署名を準備していただく必要があります。
37	申請	「申請者本人の写真」のサイズ	「申請者本人の写真」の規格はあるのか。	窓口にお持ちいただく写真の規格は縦4・5センチメートル、横3・5センチメートルです。また、写真は本人単独、無帽、正面のものとしてください。
38	申請	船員手帳の添付	船員手帳の添付はどこまで添付する必要があるのか。	身分証明として船員手帳を添付する場合は、第一表から第四表を添付する必要があります。 乗船履歴の証明として船員手帳を添付する場合は、第一表から第四表に加えて、第六表・第七表(必要となる履歴を証明できる箇所全て)を添付する必要があります。
39	申請	健康証明書の添付	航海当直部員、救命艇手適任証書の交付申請に必要な健康証明書は、船員手帳の第十四表から第十六表まで添付する必要があるのか。	第十六表のみを添付する必要があります。
40	申請	資格証明書の氏名	身分不証明の船員手帳に記載されている氏名が「John Smith A.」である外国人の適任証書の申請において、Aをフル表記として申請したいとの希望が示された。フル記載とするためにはどのような手続きが必要になるのか。	適任証書の氏名をフル表記したい場合には、旅券を提出ください。 また、氏名はICAOで定めるMRZ(Machine Readable Zone:機械読取領域)の姓名を記入してください。MRZはパスポートの名前が記載されているページの下部にあり、「<<」という記号が多く並んでいる部分です。 上段には①型、②発行国コード、④姓(ラストネーム)⑤名前(ファーストネーム)の順に記載されているので、④を「姓」の欄に記入してください。それ以外の残りの部分は「名」の欄に記入してください。なお、MRZは文字数制限により名の全ての記載がされていない場合がありますので、その場合は、旅券に表示された名を入力することで問題ありません。

41	申請	提出先の機関	提出先の運輸局はどこを選択すればよいか。	<p>居住地を管轄する以下の運輸局から選択してください。</p> <p>北海道運輸局／東北運輸局／北陸信越運輸局／関東運輸局／中部運輸局／近畿運輸局／神戸運輸監理部／中国運輸局／四国運輸局／九州運輸局／沖縄総合事務局 ※提出先に、支局や海事事務所の選択はありません</p>
42	申請	納付方法	オンライン申請では、どのような方法で手数料を支払うことができるのか。	<p>手数料の支払い方法は、「電子納付」と「電子納付以外」を選択できます。 なお、旧資格証書(紙)の滅失による再交付については、オンライン申請を利用できません。この場合、最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所へ出頭して申請いただくことになります</p> <p><手数料が必要となる資格と手続き> ・衛生管理者適任証書／救命艇手適任証書／限定救命艇手適任証書／船舶料理工士資格証明書(限定含む)の交付・再交付 ・衛生管理者試験／救命艇手試験／限定救命艇手試験</p>
43	申請	納付方法の違い	「電子納付」と「電子納付以外」を選択した場合、それぞれどのような対応になるのか。	<p>①「電子納付」を選択した場合、審査が完了したら、納付情報通知が連絡者へ届くため、通知に従い、支払いを行ってください。 ※pay-easyの利用(金融機関ATMの利用又は普段利用のインターネットバンキングからpay-easy払いを行う)</p> <p>②「電子納付以外」を選択した場合、職員が手数料登録を行うため、連絡者宛に納付情報通知はなされません。 申請時に指定した提出先機関へ、納付書を送付してもらう必要があります。</p>
44	申請	納付方法	収入印紙により手数料を納付する方法はどのようにすればよいか。	<p>オンライン申請で電子納付以外を選択した場合は、e-Govで選択した提出先の運輸局に、収入印紙を貼った納付書を郵送してください。 窓口申請の場合は、申請書又は納付書に収入印紙を貼付の上、最寄りの運輸局・運輸支局・海事事務所へ出頭して申請いただくことになります。</p>
45	審査	納付期限	手数料の納付期限はあるのか。	<p>手数料の納付期限は、手数料登録の通知の日から1年です。</p>

46	交付	窓口交付	窓口申請した場合であっても、電子証明書を受け取ることは可能か。	窓口申請の場合は、データの受け渡しは行いません。 電子証明書を印刷した紙媒体を手交します。
47	交付	ダウンロード	電子証明書のダウンロードは、どの連絡先情報から行うことができるのか。	電子証明書のダウンロードは、申請時にログインしたe-Govアカウントから行うこととなります。したがって、申請者情報と連絡先情報に登録されたメールアドレスへは送信されません。 ※例外として、衛生管理者試験及び救命艇手試験の合格通知書については、申請者又は連絡者情報に登録されたメールアドレス宛てに送信されます。
48	交付	ダウンロード	電子証明書のダウンロード回数、ダウンロード期限はあるのか。	e-Govでのダウンロード回数制限はありません。 ただし、ダウンロード期限は交付の日から90日となっています。
49	交付	旧資格証明書、証印と電子証明書との番号	旧資格証明書、証印と同一資格の電子証明書の番号は同じなのか。	電子証明書の番号は、既に保有している同一資格の旧資格証明書や証印の番号とは異なる番号となります。
50	交付	船員ID	電子証明書に付与されている船員IDとは何か。	電子証明書に付与されている船員IDは、船員個人を識別するためのID(新たに付与される番号)です。 なお、本IDは、皆さまが既にお持ちの有効な船員手帳に対して国土交通省のシステム上で付与されており令和9年4月から交付開始予定の新船員手帳には、当該IDが印字されます。
51	交付	電子署名	電子証明書に電子署名は付されるのか。	電子署名は付されません。 電子証明書の有効性は、印字されたQRを読み取り、遷移先の専用ページで確認します。
52	交付	原本	電子証明書を印刷した紙媒体は原本であるのか。	電子証明書のデータ(電子媒体)が原本となりますが、印字されたQRを読み取ることにより有効性を確認してください。
53	交付	保管・備置き	電子証明書の保管・備置きは、PCやスマートフォンに保存しておけばよいのか。	必要に応じて、印刷して保管していただくことを推奨します。 ※船上で直ちに印刷できない場合は、あらかじめ印刷した紙媒体を持参するのが望ましい
54	交付	電子証明書の印刷	電子証明書の紙媒体で印刷する場合、サイズの指定はあるか。	A4用紙に縦向きで印刷することを推奨します。

55	その他	証印の船員手帳への転記	船員手帳の再交付、書換え時に、適任証書を有している場合、証印も転記する必要があるのか。	適任証書を有している場合は、証印は転記する必要はありません。
56	その他	雇入契約成立等の届出における電子証明書の提示	雇入契約成立等の届出における電子証明書の提示はどのように行えばいいのか。	窓口において雇入契約成立等の届出を行う場合は、電子証明書を印刷した紙媒体を準備のうえ、届出の際に提示いただくことになります。